

令和4年度実施 横浜市公立学校教員採用候補者選考試験 第一次試験選考基準

- 以下の方法により選考区分（一般選考、特別選考①・②・④）ごとの総合得点を算出し、試験内容が同一である選考区分ごとに高得点者から第一次試験合格者を決定する。
- 令和4年7月15日までに適性検査の受検を完了していない者は、総合得点にかかわらず失格とする。
- 第一次試験合格者数は、現時点で算出される採用予定数の2倍以上の人数を目安として算出する。

1 一般選考

- (1) 筆記試験（教科専門試験、一般教養・教職専門試験）
それぞれを100点満点で計算する。

(2) 総合得点算出方法

教科専門試験（100点満点）と一般教養・教職専門試験（100点満点）の合計得点（200点満点）を総合得点とする。

特定の資格による加点申請をした者に対しては、総合得点に15点加点をする。

※特定の資格

受験区分	加点対象とする資格
小学校	令和5年4月1日時点で有効な中学校教諭又は高等学校教諭普通免許状（英語）を有する者（令和5年3月31日までに取得見込みの者を含む）
	令和5年4月1日時点で有効な特別支援学校教諭普通免許状を有する者（令和5年3月31日までに取得見込みの者を含む） ※盲学校、聾学校、養護学校教諭普通免許状を有する者は、特別支援学校教諭普通免許状を授与されたものとみなす
中学校・高等学校 (高等学校（商業）は除く)	令和5年4月1日時点で有効な特別支援学校教諭普通免許状を有する者（令和5年3月31日までに取得見込みの者を含む） ※盲学校、聾学校、養護学校教諭普通免許状を有する者は、特別支援学校教諭普通免許状を授与されたものとみなす

2 特別選考①・②・④

指導案（100点満点）の得点を総合得点とする。

特定の資格による加点申請をした者に対しては、総合得点に8点加点をする。

※特定の資格

受験区分	加点対象とする資格
小学校	令和5年4月1日時点で有効な中学校教諭又は高等学校教諭普通免許状（英語）を有する者（令和5年3月31日までに取得見込みの者を含む）
	令和5年4月1日時点で有効な特別支援学校教諭普通免許状を有する者（令和5年3月31日までに取得見込みの者を含む） ※盲学校、聾学校、養護学校教諭普通免許状を有する者は、特別支援学校教諭普通免許状を授与されたものとみなす
中学校・高等学校 (高等学校（商業）は除く)	令和5年4月1日時点で有効な特別支援学校教諭普通免許状を有する者（令和5年3月31日までに取得見込みの者を含む） ※盲学校、聾学校、養護学校教諭普通免許状を有する者は、特別支援学校教諭普通免許状を授与されたものとみなす

3 特別選考⑥

受験した試験内容により、一般選考又は特別選考①・②・④の基準に従う。